

ヘルスプロモーション（健康増進）とちまるスター交付事業実施要領

1 趣旨

働く世代における生活習慣病の発症予防・重症化予防を推進するため、とちぎ健康経営事業所のうち、前年度の特定健診受診率90%以上、特定保健指導実施率60%以上を達成している事業所を対象に、ヘルスプロモーション（健康増進）とちまるスター（以下「とちまるスター」という。）のステッカーを交付することで、その取組継続の意識を高めるとともに、達成した事業所を公表・周知することで、他の事業所の意欲向上を図る。

2 実施主体

栃木県（以下「県」という。）、全国健康保険協会栃木支部（以下「協会けんぽ」という。）及び健康保険組合連合会栃木連合会（以下「健保連」という。）が連携して実施する。

3 交付対象

次のすべてに該当する事業所（以下「交付対象事業所」という。）に、とちまるスターのステッカーを交付する。

- (1) とちぎ健康経営事業所であること。
- (2) 特定健診・特定保健指導の対象者（40歳以上75歳未満の医療保険加入者）がいること。
- (3) 前年度の特定健診受診率が90%以上であること。
- (4) 前年度の特定保健指導実施率が60%以上であること。なお、特定保健指導の対象者がいない場合は、特定保健指導の受け入れ体制があることを確認した上で実施率100%とみなす。

4 交付方法

- (1) 協会けんぽ及び健保連は、それぞれに加入しているとちぎ健康経営事業所のうち、交付対象事業所一覧を11月末日までに県宛て提出する。なお、特定健診受診率90%以上かつ、特定保健指導の対象者がいない事業所一覧については、10月末日までに県宛て提出する。
- (2) 県は、協会けんぽ及び健保連以外の医療保険者に加入しているとちぎ健康経営事業所宛てに、前年度の特定健診の受診率及び、特定保健指導の実施率等を照会する。
- (3) 県は、交付対象事業所に、とちまるスターのステッカーを交付する。なお、初回交付時には台紙も併せて送付する。

5 周知等

県は、とちまるスターのステッカーを交付した事業所一覧を健康長寿とちぎWeb等にて広く周知するとともに、台帳にて管理する。

附 則

この要領は、令和5(2023)年10月12日から施行する